

令和7年度

# 認知症介護実践研修(実践リーダー研修)実施要綱

## 1. 研修の目的

この研修は、「認知症介護実践研修等養成事業の実施について」(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)に基づき、静岡県の指定を受けて実施する。ケアチームにおける認知症ケアトレーナーとして、チームメンバーの知識・技術・態度を指導する能力及び、チームリーダーとしてチームケアを推進できるチームマネジメント運用能力の向上を目的とする。

## 2. 日程 (全7日間+自施設実習) \*9:30~17:30

6月30日(月)・7月14日(月)・7月28日(月)・8月26日(火)・9月12日(金)・9月25日(木)  
※報告会 12月5日(金) 12月12日(金) 7日目のみ受講者を2日に振り分け3会場にて実施

## 3. 会場 静岡県総合社会福祉会館 シズウエル 7階 703 会議室

## 4. 定員 78名 (1事業所2名まで申込可能)

※定員を超えた場合は会員を優先し、6.受講要件の(1)から(3)の順で選考する。

## 5. 研修内容 \*詳細は受講決定通知でお知らせします。

- ・実践リーダー研修の理解 ・認知症の専門的理解 ・施策の動向と地域展開 ・ストレスマネジメントの理解と方法
- ・チームケアを構築するリーダーの役割・ケアカンファレンスの技法と実践 ・認知症ケアのチームアプローチ理論と方法
- ・職場内教育の基本的視点 ・職場内教育(OJT)の理解と実践 ・実習の課題設定 ・自施設実習 ・結果報告と実習評価

## 6. 受講要件 ※下記(1)~(3)いずれかに該当し、かつA~Cの全てを満たすこと。

(1)認知症介護の実務経験が5年以上あり、認知症介護実践者研修修了年月日から令和7年6月30日までに1年以上経過している者。また所属事業所において現在、介護、生活相談、計画作成その他これに類する業務に従事しており、研修受講に責任を持って送り出せること。

(2)事業所等においてサービスを直接提供する介護職員として、介護福祉士資格取得日から10年以上、かつ、1,800日以上の実務経験を有する者。

(3)上記(2)と同等以上の能力を有する者であると実施主体の長が認めた者。

### 【次のA~Cを全て満たすこと】

- A. 所属長等が本研修を理解し、受講者の勤務体制への配慮や自施設実習の協力を責任持って行う事ができる。受講態度や、実習の取り組み・報告が不十分と判断された場合は、修了証の交付を保留とし、実習のやり直しや再提出を指示することがある。また課題提出の期限を守らない場合は修了証は発行しません。
- B. 自施設で4週間の人材育成における実習が可能であり、PPT資料作成、会への送信、報告会での発表が可能である。
- C. 育成に従事しており、且つ全日受講可能であること。

